

原子力安全検討会
第3回 議事録

日時： 2012年9月3日(木) 10:00 ~ 12:15

場所： 5東洋海事ビル 会議室D

出席者： 田中主査(東大)、関村副主査(東大)、飯倉委員(東芝)、岡本委員(東大)、黒岩委員代理(MHI)、千種委員(関電)、中村委員(阪大)、更田委員(JAEA)、宮田委員(東電)、宮野委員(法政大)、守屋委員(日立)、山口委員(阪大)、山下委員(JNES)、宇井分科会委員(JNES)、高田分科会委員(阪大)、平川分科会委員(原技協)、松本分科会委員(中部電)、河井分科会幹事(原技協)、成宮分科会幹事(関電)

オブザーバー：窪小谷(原技協)、大田(関電)

事務局： 室岡(原子力学会)

(敬称略)

配付資料

資料3-1. 第2回原子力安全検討会 議事録(案)

資料3-2. 原子力安全の基本的考え方について(中間まとめ(案)H24.9版)

資料3-3-1. 原子力学会 秋の大会企画セッション(PPT)

資料3-3-2. 原子力学会 秋の大会企画セッション(予稿原稿)

参考資料

参考資料-1: 第2回原子力安全検討会 議事メモ(案)

参考資料-2: 日本機械学会 発電用設備規格委員会関連委員コメント対応表

参考資料-3: 最終報告後の「安全原則(基本理念)」のまとめ方について(改3)

参考資料-4: 深層防護の考え方のまとめ方について(改2)

参考資料-5: 深層防護の考え方に沿った技術的要件の体系化について

参考資料-6: 「原子力安全確保のための基本的な技術要件」の検討における今後の作業方針

議事及び主な質疑応答

(1) 前回議事録確認

成宮幹事より、資料3-1を用いて、第2回原子力安全検討会の内容について確認が行われた。確認の結果、特にコメントは無く議事録は正式に承認された。

(2) 原子力安全分科会の検討状況の報告

成宮幹事より、資料3-2、3を用いて、原子力安全の目的、基本原則案について説明がなされた。検討会委員からの主な意見については以下の通り。

【カテゴリ1】

(原則1について)

- ・規制機関、政府の役割をしっかりと整理したことに比べ、やはり事業主体の責任が曖昧になっているように感じる。事業を行うものの主体的な姿勢がこの原則から読み取れるか。規制機関、政府の役割に関してはそれぞれ原則があって、事業者の役割という原則がないのはバランスを欠いているように思う。事業者にはオブラートかかっているように見えてしまう。
- ・許認可取得者の役割、責務はきちんと記載しているつもりであるが、事業者にオブラートがかかっているように見えるということであればそれは原則の趣旨と異なるため、「放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人と組織は…」の、個人と組織はのところに解説をつけて明確にするなど、コメントを踏まえて対応を考えたい。
- ・細則1.5は、「許認可取得者」が主語になっているが、この表現は、許認可取得者は“許可を受けている者”であり、許認可を与えた側にも責任があるという意味が含まれている印象を受ける。主体が「事業者」であり続けるかは分からないため、原則としては別の表現としたいということであれば、「実施主体」、「実行主体」等、工夫する必要があるのではないか。
- ・誤解が生じないように解説等で説明を記載するようにしたい。
- ・許認可取得者という表現を使うことにより、短絡的に、許認可を与える側が規制を厳しくして行きさえすれば安全になるというような、誤解を持たれることを懸念している。

(原則5について)

- ・原則5は「安全文化の醸成」と記載されているが、醸成していけばよいということではない。安全文化に基づいた具体的なアクションを行っていくということこそが肝要である。
- ・解説(p49)にて安全文化を醸成、徹底することを記載している。(醸成に変わる)適切な表現があれば、語句の修正を検討したい。

【カテゴリ2】

(原則6について)

- ・原則6の主文では、「原子力の施設と活動が生み出す便益は、活動に伴うリスクを上回っていないなければならない」と記載されているが、福島の住民にとっては既に発生頻度は1である。福島の住民にこの原則を提示できるか。そういう視点で原則を見るべき。
- ・原則は普遍のものであるべき。評価の方法、結果は時代とともに変わって行くものであるため、上回っているか否かは変わる可能性がないとはいえない。この原則ではやはり、活動そのものに便益があるということを説明していく必要があるということを示すことが重要ではないか。
- ・便益、リスクの二つを比較するのであれば、原子力のリスクはベネフィットより小さ

くなければならないとの表現の方がまだ適切な表現かと思われる。この場合、リスクを抑えるという方が主眼となる。

- ・ご意見を踏まえて主文の修正を検討する。

(環境の防護について)

- ・環境についての定義は非常に重要。日本人と、欧米人とでは環境に対する意識、環境倫理に対する姿勢が違いため、この点に関しては IAEA のものを持ってくるだけでなく、このような意識、倫理を原則に取り込まなければならない。何故、リスクが下回っていないなければならないのか、というこの議論にも関係することである。
- ・難しいコメントだと思うが、これらの扱いの難しい点について学会できちんと考えたこと、考え続けていくということを記載できると良い。

【カテゴリ 3】

(カテゴリ名、カテゴリ間の関係について)

- ・カテゴリ 3 は「放射線リスクの離隔」との表現になっているが、以前の「発生防止と影響緩和」の方がよいのではないか。
- ・カテゴリ 3 は、原則 1~6 に対して一段下位の階層の概念ではないか。原則 6 を守ろうとした時に必要な手段だと考える。SF-1 に対してもそう思っている。
- ・カテゴリ 3 は手段のように見えるが、リスク源そのものを押さえ込むということが趣旨であり、原則 1~6 と同じ重みだと考えている。

カテゴリ名については、時間的、空間的にリスク源と人および環境を分離（閉じ込める）するという意味で離隔と表現したが、修正を検討する。

(原則中での深層防護の扱いについて)

- ・原則 9、10 に関し、深層防護を引き合いに出すのは適切か。
深層防護はリスクを小さくするための戦略、考え方であり、深層防護の考え方自体を“原則”のように誤解されないか懸念する。記載してもよいがあまり強調しなくてもよいのではないか。
- ・同感であり、ここでは、「有効な手段を講じるには深層防護は重要である」という書き振りとしている。

【その他】

- ・学会発表用 PPT では、福島事故を踏まえて事故前とどこが変わったのかが分かりにくい。事故を起こした当事国としての特徴（真剣さ）が明示されたものとすべき。

(3) 今後のスケジュールについて

成宮分科会幹事より、今後のスケジュールについて説明がなされ、12/B の第 51 回標

準委員会前に、第4回原子力安全検討会を開催することとなった。

- ・9/14 第50回標準委員会
- ・9/19 原子力学会 秋の大会（広島大学）
- ・11/E 原子力学会 理事会への説明
- ・12/B 第51回標準委員会

（4）次回検討会日程

次回検討会は、11/27(火)、11/28(水)のいずれかで調整することとなった。

以上